

予防接種を受ける前によくお読みください

予防接種は体調のよい時に受けるのが原則です。お薬を飲んでいたり、体調が悪いと思ったらかかりつけ医に相談のうえ、接種するかどうか判断するようにしましょう。

日本脳炎予防接種の説明書

1. 日本脳炎について

日本脳炎ウイルスの感染によっておこります。ヒトから直接ではなくブタなどの体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。7日～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になります。

流行は西日本が中心ですが、ウイルスは北海道など一部の地域を除く日本全体に分布しています。感染者のうち100人～1000人に1人が脳炎を発症します。脳炎のほか髄膜炎や夏かぜの症状で終わる人もいます。脳炎にかかった時の死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

2. 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（不活化ワクチン）について

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ペロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し（不活化）、精製したものです。

3. 接種方法

種別	対象年齢	受け方
日本脳炎	3歳～7歳6か月に至るまでの者	1期初回：6日～28日の間隔をあけて2回接種 1期追加：1期初回（2回）終了後おおむね1年後に1回接種 ※初めて受ける時は、基礎免疫（初回接種は6～28日の間隔をおいて2回、追加接種は1年後に1回）をつけることが重要です。
	9歳以上13歳未満	2期：1回接種
☆平成7年4月2日～平成19年4月1日までの間に生まれた方で、第1期3回接種を完了していない方、9歳以上で第2期を完了していない方は、20歳未満までの間定期接種として接種可能となりました。 ☆海外渡航等、特別な理由のある場合は、生後6か月～3歳未満の児も接種できます。詳しくは保健センターにお尋ねください。		

4. 日本脳炎ワクチンの副反応

健康状況調査報告による副反応としては、2日以内に37.5℃以上の発熱が約1.9%認められ、接種局所の発赤・腫れは約8.2%認められます。発疹も約0.3%にみられ、圧痛もまれにみられます。

また、日本脳炎ワクチン接種の70万～200万回に1回程度、極めてまれに※ADEM（急性散在性脳脊髄炎）が発生すると考えられています。厚生労働省では、現行の日本脳炎ワクチンと当該ワクチンを接種した後の重症ADEM発生との因果関係があるとの判断から、平成17年5月から定期の予防接種として現行の日本脳炎ワクチン接種の積極的な勧奨は行わないよう市町村に対して勧告を行っていました。

今回細胞培養法による新しい乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが開発され、再開の見込みとなりました。

国内ではペロ細胞を用いて製造される初めての医薬品となり、海外では他の細胞培養ワクチンにおいてでもADEM発症例が報告されています。

今回のワクチンの添付文書によると本剤の臨床試験において、生後6ヵ月以上90ヵ月未満の健康小児123例中49例（39.8%）に認められました。主なものは発熱（18.7%）せき（11.4%）、鼻水（9.8%）、注射部位紅斑（8.9%）で、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられました。なお、ショック、アナフィラキシー様症状、ADEM、

脳症などの重大な副反応も否定できません。(厚生労働省 Q&A 抜粋)

※ADEM(急性散在性脳脊髄炎)・ウイルス感染後あるいはワクチン接種後に、まれに発生する脳神経系の病気です。ワクチン接種後の場合は、通常数日から数週間程度で、発熱、頭痛、けいれん、運動障害などの症状がでます。ステロイド剤などの治療により、多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障害や脳波異常などの神経系の後遺症が10%程度あるといわれています。

5. 予防接種を受けることができない人

1. 明らかに発熱(通常37.5℃以上をいいます)のある人
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
急性の病気で薬を飲んでいる人は、その後の病気の变化もわからないことから、その日は接種を受けないのが原則です。
3. その日に受ける予防接種の接種液に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人
4. その他、医師が不適当な状態と判断した場合

6. 接種前の一般的な注意

1. 体の調子に注意して、熱はないか、かぜ、下痢、その他の病気にかかっているか、普段と違ったところはないかなど健康状態をよく確かめ、健康なときのみ受けてください。
2. 予防接種の効果や副反応、及び予防接種健康被害救済制度などについてよく理解しましょう。わからないことは、接種を受ける前に接種医に質問しましょう。
3. 予防接種は、その病気にかからないことを目的としています。お子さんの体質、その時の体調などによって免疫ができないこともあります。

7. 予防接種を受けた後の注意

1. 予防接種を受けたあと30分間は、医療機関でお子さんの様子を観察し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
2. 当日の入浴は、1時間を経過すればかまいませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
3. 接種当日は激しい運動はさけましょう。
4. 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、すみやかに医師の診察を受けましょう。
5. 他の予防接種を受けてから、定められた接種間隔が十分でない場合
※令和2年10月1日より異なるワクチンを接種する際の接種間隔に関する規定が変更されました。注射生ワクチン → 注射生ワクチンの場合は27日間以上あける

8. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのか因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。
- 予防接種法に基づかない接種(任意接種)で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね二分の一(医療費・医療手当・葬祭料については同程度)となっています。

お問い合わせ

岬町立保健センター

〒599-0311

泉南郡岬町多奈川谷川2424-3

TEL 072-492-2424

FAX 072-492-2433